

## 令和5年第2回堺市教育委員会議事録

開催日	令和5年2月21日(火)
場所	堺市役所 高層館20階 第1特別会議室
会議種類	定例会
教育長の報告	①令和4年度堺市教育委員会表彰(児童・生徒の部)被表彰者の決定について
議案・報告	報告第3号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第10号)について 報告第4号 市長からの意見聴取(令和5年度堺市一般会計予算)について 報告第5号 市長からの意見聴取(堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例及び堺市いじめ重大事態調査委員会条例)について 報告第6号 市長からの意見聴取(堺市博物館条例等の一部改正)について 議案第5号 堀市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について 議案第6号 令和5年度堺市立学校園教職員定数配分方針の改正について 議案第7号 管理職人事について
教育長	栗井明彦教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 新谷奈津子委員 鈴木真由子委員 長田翼委員
事務局出席者	山㟢久樹教育次長 中山真裕美教委総務部長 岩井伸司教委総務課長 富岡重幸教職員人事部長 志波政宏教職員人事課長 竹内新学校教育部長 川端一生生徒指導課長 増田達彦学芸課長 橋本宏司教育政策課長 至田義朋教育政策課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開会宣言	午後2時30分
栗井明彦教育長	これより、令和5年第2回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 教育政策課長補佐から、諸般の報告をします。
至田義朋教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には教育長及び全ての委員が出席されています。 また、事務局におきましては、教育監が欠席されています。案件に係する理事者は全員が出席しています。
栗井明彦教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお配りしました、令和5年第1回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
栗井明彦教育長	それでは、ここでお諮りいたします。 教育長の報告①「令和4年度堺市教育委員会表彰(児童・生徒の部)被表彰者の決定について」は、報道発表による公表前であるため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。
(教育長の報告①は秘密会)	
【教育長の報告①】	令和4年度堺市教育委員会表彰(児童・生徒の部)被表彰者の決定について

栗井明彦教育長	<p>それでは、教育長の報告①「令和4年度堺市教育委員会表彰（児童・生徒の部）被表彰者の決定について」報告します。</p> <p>詳細については、担当部長より説明します。</p>
【説明】中山真裕美教委総務部長	<p>令和4年度堺市教育委員会表彰「児童・生徒の部」の被表彰者の決定について、ご説明いたします。</p> <p>概要をご覧ください。</p> <p>堺市教育委員会表彰「児童・生徒の部」は、文化活動又はスポーツの大会で優秀な成績を収めた児童・生徒の栄誉を称えるために行うものであり、堺市教育委員会表彰規則に基づき、教育長において決定しました。</p> <p>令和4年度の児童・生徒の部の被表彰者は105件となっています。</p> <p>その内訳としては、文化の部が、個人25人、団体3団体の合計28件、スポーツの部が、個人63人、団体14団体の合計77件となっています。</p> <p>なお、被表彰件数は過去5年間では最多件数となっています。</p> <p>今後については、令和5年3月18日（土）に表彰式を開催し、「児童・生徒の部」「教育功績の部」「職員栄誉の部」を合わせて、被表彰者への表彰状の授与を予定しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
栗井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
【案件】	日程第1 報告第3号 市長からの意見聴取（令和4年度堺市一般会計補正予算第10号）について及び報告第4号 市長からの意見聴取（令和5年度堺市一般会計予算）について
栗井明彦教育長	<p>それでは日程に入ります。</p> <p>日程につきましては、先にお示ししましたとおりです。</p> <p>「報告第3号 市長からの意見聴取（令和4年度堺市一般会計補正予算第10号）について及び報告第4号 市長からの意見聴取（令和5年度堺市一般会計予算）について」の計2件を、一括して審議することに、ご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、日程第1 報告第3号及び報告第4号の計2件を一括して議題といたします。提案理由を説明してください。</p>
【説明】岩井伸司教委総務課長	<p>報告第3号及び第4号につきましては、令和5年第1回市議会定例会に提出する議案に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。</p> <p>これらの案件は、いずれも教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、当初予算については令和5年1月25日、2月補正予算については令和5年2月3日に、教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。</p> <p>それでは、報告第3号 令和4年度堺市一般会計補正予算（第10号）について、ご説明いたします。</p> <p>報告第3号の2ページ、第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。</p> <p>歳入予算につきましては、18款 国庫支出金から25款 市債まで、総額で2億9,922万7千円を増額補正します。</p> <p>3ページから4ページ、歳出予算につきましては、総額3億6,868万8千円を減額補正します。</p> <p>次に5ページ第2表繰越明許費補正をご覧ください。</p> <p>繰越明許費とは、年度末である3月末日までに事業完了が見込めないものについて、翌年度に予算を繰越できるように計上するものです。</p> <p>また、第4表地方債補正につきましては、建設費の入札差金による減など、地方債の限度額を補正するものです。</p> <p>概要につきましては、資料に基づいて説明します。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。</p> <p>歳入の国庫支出金については3,395万9千円、府支出金については5,802万</p>

9千円、それぞれ減額します。

国庫支出金及び府支出金のうち、増額となっている感染症対策等の学校教育活動継続支援に係る補助金及び子どもの安心・安全対策事業費補助金は、歳出補正予算で計上の国の補正予算への対応に係る経費に関連するものです。

減額となっているものについては、それぞれ歳出事業費の減額をふまえ、財源調整として補正を行うものです。

次に、財産収入につきましては、堺市立鳳幼稚園跡地の売却代金として、3億5,950万1千円増額します。

寄附金につきましては、奨学等基金指定寄附金や子ども教育ゆめ基金指定寄附金として、2億9,199万2千円増額します。

諸収入につきましては、放課後児童対策事業保護者一部負担金に係る徴収金収入として、7,777万8千円減額します。

市債につきましては、建設事業の入札差金の減等に係るものとして、1億8,250万円減額します。

いずれも、令和4年度の決算見込をふまえ、それぞれ補正を行うものです。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

資料2ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、国の地方創生臨時交付金を活用するための予算措置として、120万6千円を増額します。

内容としましては、学校園での水泳授業において使用する教員用マスクの購入分となります。

次に国の補正予算への対応分について、ご説明いたします。

先ほどありました、歳入の国庫支出金に関連する分であり、学校園で必要な感染対策物品の購入等を行うもの、通園バスの車内において幼児等の所在の確認が確実にできる安全装置の整備を行うもので、2億130万円の増額を行います。

次にその他の経費について、ご説明いたします。

内容としましては、奨学等基金、子ども教育ゆめ基金への寄附が当初見込みより増加することに伴うもので、寄附金額に応じた額を基金へ積立てられるよう、2億9,199万2千円の増額を行います。

次に、財源調整のための減額補正についてご説明いたします。

こちらは、放課後児童対策や学校建設にかかる予算執行額が減少したこと等から、財源調整として8億6,318万6千円を減額するものです。

続きまして、繰越明許費補正についてご説明いたします。

資料の3ページをご覧ください。

先に歳出予算でご説明させていただいたとおり、国の補正予算を活用し、学校園で必要な感染対策物品の購入等を行うもの、通園バスの車内において幼児等の所在の確認が確実にできる安全装置の整備を行うものとして各学校園の管理運営事業に補正予算を計上しますが、予算成立が年度末である3月下旬であることから、翌年度に予算執行できるよう、繰越を行うものです。

中学校施設等整備事業については、晴美台中学校受変電設備改修で使用される半導体等の受給が世界的に逼迫しており、令和5年3月末日までの竣工が見込めないことから、翌年度へ繰越できるようにするものです。

最後に、第4表地方債補正につきましては、先にご説明させていただきました、市債の補正額に対応するものであり、地方債の限度額の補正を行うものです。

続きまして、報告第4号 令和5年度堺市一般会計予算について、ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

令和5年度当初予算の概要については、市一般会計は61億円増の4,328億円、教育費は約14億円増の660億594万7千円となっており、構成比は昨年度から0.2ポイント増の15.3%となっています。

続きまして3ページをご覧ください。

こちらは、令和5年度に新たに予算化を行う債務負担行為となっています。債務負担行為は、複数年の事業を実施するにあたり、2年目以降の予算をあらかじめ確保するものです。

まず、教職員に係る給与システムについて、システムサポート期間が令和7年3月末に終了することに伴い、システムの更新を行う必要があるために整備する教職員人事給与システム更新業務、3年間の契約が終了することに伴い契約更新を行う、24時間相談対応の電話教育相談事業、東三国丘小学校施設整備や大浜中学校長寿命化改修等にかかる義務教育施設整備事業について予算計上します。

続きまして4ページをご覧ください。

こちらは、教育費予算について性質別の増減を示した資料です。

先ほどご説明した教育費の14億円の増に至る要因に関しては、主に人件費で退職手当の減、物件費で物価高騰やエネルギー高騰分としまして、施設の光熱水費等や、給食費の高騰分支援による増、積立金で退職手当基金への積立の増が主な増減要因となっています。

続きまして、別添「資料」をご覧ください。

資料は、令和5年度当初予算（案）の概要をまとめたものとなっていますので、こちらで主な取組について説明いたします。

最初に、総合的な学力の向上に関する取組です。

総合的な学力向上に向けた取組を検討・実施するため、全国学力・学習状況調査等の結果を分析して、総合学力プロフィールを作成します。

また、読解力向上の取組としまして、モデル校3校において令和4年度から5年度までの調査結果の比較をもとに取組の検証を行い、効果的な授業等の取組を全校展開します。

さらに、学力を同一尺度で測定可能なIRT調査を小学4年生と中学1年生を対象に全校で実施し、個々の学力の伸びの把握や、子どもへの学習支援を促進します。

英語教育については、実践的な英会話を通じて、主体的に英語によるコミュニケーションを図る意欲を高めるため、海外の英会話講師とインターネットを活用したオンライン英会話をモデル校中学校7校から14校に拡充して実施します。

続きまして、学校ICT化の推進に向けた取組です。

学校でのICTの活用をより一層推進するため、情報教育ネットワークの運用・保守、校務事務等のICT化の促進、教職員へのICT活用研修を実施します。

続きまして、いじめや不登校等への対応です。

スクールソーシャルワーカーについては、現在の配置規模を維持し、学校と区役所と連携した取組を実施します。

スクールカウンセラーについては、小学校への配置校を28校から31校への拡充を行い、高度な専門的知識及び経験を要するカウンセラーの相談を受けることができる体制を推進します。

また、研究実践校において、児童生徒及び学級集団の状態を測定する「hyper-QU」を新たに導入し、不登校やいじめ発生の未然防止、深刻化を予防し、安全安心な学級づくりに努めます。

続きまして、特別支援教育の充実に関する取組です。

特別支援教育支援員については、支援を要する児童生徒の増加をふまえ、現在の配置から4名の増員を図ります。

また、医療的ケア看護職員の配置については、医療的ケアが必要な児童生徒の看護ができるよう、現在の配置から2名の増員を行います。

続きまして、安全・安心な学校給食の提供に関する取組です。

中学校給食改革事業といたしまして、令和7年度から安全安心な全員喫食制中学校給食を実施するため、中学校の配膳室の整備等を行います。

次に、各給食事業について、高騰する食材費の高騰分支援といたしまして、市立小学校、中学校、特別支援学校において、令和5年4月から1年間、学校

	<p>給食における食材費の高騰分を負担いたします。</p> <p>次に、令和6年度から学校給食費の公会計化を行うため、必要なシステムを新たに構築いたします。</p> <p>続きまして、学校教育環境の改善に関する取組です。</p> <p>学校のトイレ改修について、引き続き整備を行い、洋便器化を推進します。</p> <p>また、令和3年度から引き続きまして、校舎の老朽化や屋外運動場の狭隘(きょうあい)化の解消を目的に浜寺小学校の校舎改築工事を行います。</p> <p>続きまして、体力向上・部活動の推進に関する取組です。</p> <p>部活動地域移行としまして、学校施設などを活用し、休日に地域クラブ活動のモデル実施を新たに行います。</p> <p>また、学校外プールの利活用としまして、原山台中学校の学校外プール借上げ等を進めます。</p> <p>続きまして、放課後における児童の健全育成についての取組です。</p> <p>こちらにつきましては、放課後児童対策事業、放課後ルーム事業、放課後子ども総合プラン事業について、引き続き継続して実施いたします。</p> <p>続きまして、教職員の資質向上に関する取組です。</p> <p>学校園のトップリーダーとして優れたリーダーシップ、組織マネジメント力を発揮できる管理職を育成するための研修プログラムについて、大学との共同研究による開発・実践や、優れた指導力を持つ学校園の元管理職等を初任者配置校へ派遣し、訪問指導等を実施します。</p> <p>次に、その他の取組についてです。</p> <p>まず、公民連携による新たな図書館サービスとしまして、令和5年5月から10月までの6か月間の実施予定で、図書館で借りた本がコンビニエンスストアで返却できるサービスを試行実施します。</p> <p>次に、中学校において38人学級を導入します。市立中学校において、少人数学級によるきめ細かな指導により、生徒それぞれの理解や個性に応じた個別最適な学びを実現します。令和5年度においては中学校第1学年で実施し、令和6年度以降、段階的に拡充を行う予定です。</p> <p>次に、教育支援教室の開室についてです。こちらは、現在開室している深井教室について、現在は毎週水曜日と金曜日のみ開室となっていますが、近年の不登校児童生徒の増加や適応指導教室へ通室する児童生徒の増加をふまえ、令和5年度においては、毎週火曜日から金曜日までの開室とするものです。</p> <p>次に、新たな学校マネジメント事業です。こちらは、中学校区を1つの「学校群」と捉え、学校群の小・中学校が一体となって、義務教育9年間を見通したカリキュラムの編成や授業の改善などに取り組むモデル事業を5つの学校群で実施します。</p> <p>最後に、参考として、子育て世代の定住・流入促進対策に関する事業の一環で教育委員会にて計上している事業を再掲として記載しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
栗井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【採決】	承認
【案件】	日程第2 報告第5号 市長からの意見聴取(堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例及び堺市いじめ重大事態調査委員会条例)について
栗井明彦教育長	次に、日程第2「報告第5号 市長からの意見聴取(堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例及び堺市いじめ重大事態調査委員会条例)について」を議題といたします。提案理由を説明してください。

<p><b>【説明】</b> 川端一生生徒指導課長</p>	<p>報告第5号 市長からの意見聴取(堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例及び堺市いじめ重大事態調査委員会条例)について、ご説明いたします。</p> <p>本件は教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長において臨時に代理しましたのでご報告いたします。</p> <p>説明資料をご覧ください。</p> <p>堺市いじめ防止等対策推進委員会は、いじめの防止等のための対策に関する事項と重大事態に関する事項を調査審議することとしていますが、より一層効率的かつ効果的な運営を行うことにより、いじめの未然防止・早期発見に資する取組を充実させるため、堺市いじめ防止等対策推進委員会の所掌から重大事態調査に関する事項を切り離し、重大事態に関する事項については、新たに設置する「堺市いじめ重大事態調査委員会」において調査審議するため、堺市いじめ重大事態調査委員会条例の制定及び堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部改正等を行います。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>次に改正に至る背景について説明します。</p> <p>堺市いじめ防止等対策推進委員会では、いじめ重大事態調査（第三者委員会調査）の比重が大きく、近年、いじめの防止等のための対策のための調査審議が十分に実施できておりません。資料の表にあるとおり、過去3年間は、実質的にいじめの防止等の対策のための調査審議が全くできていない状態です。</p> <p>次に、主な改正点を説明します。</p> <p>新設の堺市いじめ重大事態調査委員会の委員として、新たに15名委嘱します。15名の内訳は、弁護士6名、臨床心理士3名、社会福祉士3名、学識経験者3名です。現在、重大事態調査は年間2～3件を並行して調査しているため、3件を平行して調査できるよう、1チーム5人による3チーム編成で15人を想定しています。その他として、委員会の中に、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務を行わせるため、調査部会を置くことを可能とします。</p> <p>また、現在調査中の案件については、経過措置として引き続き既存の「堺市いじめ防止等対策推進委員会」が調査を行います。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>栗井明彦教育長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>鈴木真由子委員</p>	<p>両委員会ともにしっかりと取り組まれていくことを期待しています。</p> <p>現行の堺市いじめ防止等対策推進委員会の委員は7人ですが、新設される堺市いじめ重大事態調査委員会との兼務や既存の委員会から新設の委員会に委員の所属が変更されることはあるのでしょうか。</p>
<p>川端一生生徒指導課長</p>	<p>両委員会の兼務や新設の委員会へ所属が変更される方はいません。令和5年3月までに調査を開始した案件については、実績のある現委員に継続して調査していただきます。新設の委員会では、現行の委員会とは別に、新たに15名を委嘱する予定です。</p>
<p>宮本功委員</p>	<p>2つの委員会の常設は子どもたちにとっても非常に良いことだと思います。両委員会を上手く運営していくための工夫については、いかがお考えでしょうか。</p>
<p>川端一生生徒指導課長</p>	<p>新設の堺市いじめ重大事態調査委員会が重大事態を調査した後は、様々なアドバイスをいただきます。当該調査委員会から提言をいただき、堺市いじめ防止等対策推進委員会では、提言をふまえた対策を検討していただきます。こうした棲み分けにより、両委員会から幅広い意見をいただけると考えています。</p>
<p>栗井明彦教育長</p>	<p>他にご意見・ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見・ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議はありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

	よって本件は、原案のとおり承認されました。
【採決】	承認
【案件】	日程第3 報告第6号 市長からの意見聴取(堺市博物館条例等の一部改正)について
栗井明彦教育長	次に、日程第3「報告第6号 市長からの意見聴取(堺市博物館条例等の一部改正)について」を議題とします。提案理由を説明してください。
【説明】 増田達彦学芸課長	<p>報告第6号、堺市博物館条例等の一部を改正する条例に対する市長からの意見聴取について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年2月1日に教育長において臨時に代理しましたので報告するものです。</p> <p>本件のうち、補助執行に関連して改正する条例は、堺市博物館条例、堺市立みはら歴史博物館条例となっています。</p> <p>改正の内容は、堺市博物館及び堺市立みはら歴史博物館の事業について、博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開することの追加等を行うものです。</p> <p>本条例は令和5年4月1日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
栗井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【採決】	承認
【案件】	日程第4 議案第5号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について
栗井明彦教育長	日程第4「議案第5号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】 岩井伸司教委総務課長	<p>議案第5号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正をふまえ、教育委員会が任命する会計年度任用職員の期末手当の規定について、市の他の会計年度任用職員との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。</p> <p>改正内容は、会計年度任用職員の期末手当について、令和5年6月以降に支給するものの支給割合を100分の122.5から100分の125に引き上げるものです。</p> <p>施行期日は令和5年4月1日です。</p>
栗井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採決】	可決
【案件】	日程第5 議案第6号 令和5年度堺市立学校園教職員定数配分方針の改正

	について
栗井明彦教育長	<p>次に、日程第5「議案第6号 令和5年度堺市立学校園教職員定数配分方針の改正について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説明】志波政宏教職員人事課長	<p>議案第6号 令和5年度堺市立学校園教職員定数配分方針の改正について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、令和4年12月19日に開催された定例会において、議決いただいた「令和5年度の堺市立学校園教職員定数配分方針」について、この度、中学校における学年進行による段階的な38人学級の実施について、財政当局をはじめとした府内協議が整いましたので、令和5年度堺市立学校園教職員定数配分方針を改正いたします。</p> <p>改正点についてご説明いたします。</p> <p>拡充項目についての改正です。小・中学校の校長・教員の定数配分について、資料3ページ(6)②の「小学校5年生、6年生及び中学校1年生において、個の学びに添った指導を行うため」の項を定め、小学校5、6年生に加え、中学校1年生において、個の学びに添った指導、いわゆる38人学級を実施し、きめ細かな指導や生徒それぞれの理解や個性に応じた、個別最適な学びの実現のほか、教員が生徒と向き合う時間が増えることで、生徒の学校生活での質の向上ができるようにするものです。また、学級担任が受け持つ生徒数が少なくなり、担任業務（進路指導、家庭訪問等）が軽減され、教員の働き方改革に資するものと考えています。</p> <p>定数配分方針については、議決いただいた後は、学校園に本改正内容を周知し、引き続き、本市の教育課題に対応した人事配置を行ってまいります。</p> <p>説明は以上です。</p>
鈴木真由子委員	中学生に対して手厚い教育活動を実現していくため、段階を経て38人学級を実施するというお話をしたが、「段階を経て」というのは年次進行ということで、令和5年度は中学1年生、令和6年度は中学1年生・2年生、令和7年度は全学年で実施するといった形で、順次拡充されていくという理解でよろしいでしょうか。
志波政宏教職員人事課長	委員おっしゃるとおり、令和5年度は中学1年生、令和6年度は中学1年生・2年生、令和7年度は全学年といった形で、完全実施を計画しています。
栗井明彦教育長	他にご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採決】	可決
【案件】	日程第6 議案第7号 管理職人事について
栗井明彦教育長	次に、日程第6「議案第7号 管理職人事について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明（要旨）】志波政宏教職員人事課長	堺市立学校園の管理職人事について、令和5年度堺市立学校任期付管理職に関する人事案を上程するものです。
【採決】	可決
閉会宣言	午後3時5分
栗井明彦教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。 これをもって、令和5年第2回教育委員会を閉会します。